

# 監査だより -No.3-

令和6年3月25日

編集・発行：奥多摩町監査委員事務局 電話 0428-83-2302

## 公監査委員とは

地方自治法により、市町村等に必ず設置しなければならないもので、町長や議会から独立した機関として、町の財務に関する事務や事業等が法令等に抵触していないかなどのコンプライアンスや経済性・効率性・有効性など”最小の経費で最大の効果を発揮できているか”などを監査します。また、職務にあたっては、常に公正不偏の態度で監査しなければならないとされています。町の監査委員は2名ですが、議会選出監査委員は令和5年11月30日まで澤本幹男氏、令和5年12月19日から高橋邦男氏となり、代表監査委員は、令和4年4月1日から松永健太郎氏が就任しています。

## 監査結果と措置状況等の公表について

町では監査結果の公表を、これまで役場などの町内3箇所に掲示し町民等の閲覧に供していました。

令和3年度より広く住民に周知するとともに、監査の指摘や意見等に対し町の改善へのインセンティブがなお一層はたらくよう、条例及び規程を改正し、「監査結果と措置状況等」を町のホームページに掲載し、年1回そのダイジェスト版を“監査だより”として各ご家庭に配布することとしました。

紙面の都合により一部分を掲載していますので、詳細は町ホームページをご覧ください。

## — ご挨拶 —

令和4年度より奥多摩町の代表監査委員を務めさせていただいております。公監査委員として多角的な広い視野をもってある事象が適正な事務処理の下で執行されているのか否か引き続き監査を実施して参りたいと思います。

昨年度に引き続き監査にあたっては奥多摩町がこれからも将来に渡って健全に発展する為の一助となるべく公正不偏の態度でまいる所存でございます。

代表監査委員  
松永 健太郎



私は令和5年12月に議会選出の監査委員に選出されました。

議会の代表として町の財務に関する事務や事業等が法令等に従って適正かつ効率的に執行されているかを監査しています。毎月の定例監査では歳入・歳出が適切に行われているかチェックを、決算期には1年間分の決算監査を行っています。

奥多摩町の各種事業が計画どおり執行でき、町のさらなる発展に繋がるよう、監査委員の役割をしっかりと果たしていきたいと思っております。どうかよろしく申し上げます。

議会選出監査委員  
高橋 邦男



## ◎令和4年度下半期例月出納検査

件名 金額 所管課 監査実施日	監査結果(指摘、意見等)	措置状況等及び今後の対応・スケジュール (どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	評価 (○・△・×) 理由
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金の内容を明示 5,000,000円	◎指摘事項概要 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を事務手続き上の誤りにより5,000,000円を返還したた	本返還金は、国から交付があった令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、当該年度に町が実施した事業のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により患者数が大幅に減少となった古里診療所への支援事業に充当した当該交付金5,000,000円を返還したものです。 これは、令和4年5月10日に実施された会計実地検査において、古里診療所支援金の支出に係る支出負担行為何兼支出命令書を令和3年4月に作成し、令和2年度予算から支出	△ 「予算執行における伝票作成の時期や

<p>企画財政課</p> <p>令和5年4月27日</p>	<p>め、原因の解明と今後の対応等について等を指摘した。</p> <p><b>(1) 監査時の指摘事項</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金については、見解の相違とはいえ、財政力の脆弱な当町にとっては大きな痛みを伴うものとなった。これを教訓として再発防止に万全を期すよう、全職員に指導の徹底を図ること。</p>	<p>を行っていたことに対し、令和2年度の出納整理期間中の処理であるものの令和3年4月に支出負担行為を行ったことから、令和3年度の支出であるとされました。このため、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することは不当であるとされたことから、国・都と協議のうえ返還を行うこととなったものです。</p> <p>なお、本件に関しては、支出に係る伝票処理において不適当な点があったことを指摘されたものですが、特に出納整理期間の支出に係る伝票の処理方法については、改めて全職員へ周知するとともに、貴重な財源を失うことのないよう、適切な事務処理を行ってまいります。</p> <p><b>(1) 【以上のとおり回答したところ、左記の監査結果（指摘事項）の報告がなされました。所管課といたしましては、理事者及び総務課と協議し、今回、事務処理に関係した職員については、厳重に注意するとともに、管理監督を行う課長・係長職に対しては、課長・係長会議で指摘内容の説明を行うとともに、予算執行における伝票作成の時期や方法について、内容を確認、見直しを行ったうえで、令和4年10月14日全職員に対し、事務の見直し内容及び適切な事務の執行について、周知、指導を行っております。以降、予算内示、予算執行等の会議などを通じて、繰り返し周知し、事務の徹底を図っております。】</b></p>	<p>方法について、内容を確認、見直しを行った上で、事務の見直し内容及び適切な事務の執行について周知、指導を行っている」とあるが更に具体的な事務執行に係るガイドライン等、明確な事務指針を作成すべきである。</p>
-------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◎令和5年度上半期例月出納検査

<p>件名</p> <p>金額</p> <p>所管課</p> <p>監査実施日</p>	<p>監査結果（指摘、意見等）</p>	<p>措置状況等及び今後の対応・スケジュール （どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）</p>	<p>評価</p> <p>（○・△・×）</p> <p>理由</p>
<p>①令和4年度おきたまコミュニティセンター（もえぎの湯）施設使用料（返金）の内容</p> <p>② 令和4年度氷川キャンプ場施設使用料（返金）の内容</p> <p>③ 令和4年度川井キャンプ場施設使用料（返金）の内容</p> <p>①2,336,500円 ② 353,500円 ③ 230,500円</p> <p>観光産業課</p> <p>令和5年4月27日</p> <p>再質問 5月25日</p>	<p><b>◎指摘事項概要</b></p> <p>年度途中に施設の使用料基準を変更し、施設使用料を返還することは一般的には不適切であるため、詳細な理由の明示と今後の対応策について指摘を行った。</p> <p><b>(1) 監査時の指摘事項</b></p> <p>①～③について、施設使用料として入金されたものを年度途中に基準を変更し、返還することは民間事業者では考えられない。本来は、企業が努力し改善するものであり、決算前に判断すべきでない。それを踏まえ、施設使用料減免の要望書が提出された際、経営改善計画書の提出がされていたか、そのことに伴う町からの奥多摩総合開発（株）に対する企業努力への指導、助言をどのようにしたのか、決算前に基準を変更し使用料を返金した特別な理由について次回資料提供及び報告願いたい。</p> <p><b>(2) 4月例月出納検査指摘事項について</b></p>	<p><b>○施設使用料減免に係る経緯（概要）</b></p> <p>コロナ禍や原燃料費の高騰の影響を受け、経営状況が悪化したため、奥多摩総合開発（株）より指定管理施設の施設使用料の見直しについて要望書が提出され町内部で検討した結果、耐用年数を経過した施設については、「経営状況、施設の老朽化等の状況を考慮した上で、やむをえず減額しなければならぬ施設については、利用効率等の範囲内で柔軟に対応する」の規定を根拠とした。</p> <p><b>(1) 例月出納検査指摘事項</b></p> <p>・施設使用料減免の要望書が提出された際、経営改善計画書の提出がされていたか。</p> <p>⇒ 指定管理者の経営方法等が理由で経営が悪化し、経営改善の必要があると判断した場合は改善計画書の提出を求めることはあるが、今回の場合は、原燃料費の高騰の影響が大きく経営努力だけでは改善できない状況であるため、経営改善計画書の提出までは求めていない。</p> <p>・町から奥多摩総合開発（株）に対する企業努力への指導、助言をどのようにしたか。</p> <p>⇒ 今回の場合は、原燃料費の高騰の影響が大きく経営努力だけでは改善できない状況であるため特別な指導、助言はしていないが、指定管理施設の経営状況等について奥多摩総合開発（株）と日常的に打ち合わせは行っており情報共有している。</p> <p>・決算前に基準を変更し使用料を返金した特別な理由は。</p> <p>⇒ 令和5年1月18日に奥多摩総合開発（株）から今期の決算見込みが示され、施設使用料の減額等を含めた支援策の検討依頼があり、1月24日の行政財産使用料審査会へ諮ったが、決算見込みや原燃料費の高騰の影響など総合的に判断し令和4年度の使用料から減免することを提案し決定された。施設使用料については年4期の分割納付としており、既に3期分が納入されていたことか</p>	<p style="text-align: center;">△</p> <p>原燃料費の高騰による経営への影響を「経営努力だけでは改善できない状況」として、減免し返金を実施している。</p> <p>左記の様な状況下でも民間企業ではそのような外的要因に対し対策を行い乗り切っているものと思われる。最終的には経営改善計画書を提出させているが、指定管理者という事だけで安易に請求を受け入れることは問題と思われる。</p>

<p>事業者に対して、減免等を行う事務手続きの流れにあたっては、外的要因・内的要因に関わらず経営改善計画書の提出は必要であるため、経営改善計画書を提出させること。また、歳入が減少することは、住民サービスの低下につながることから、減免する時期や内容について、町としての基準はどのようになっているのか次回資料を提出すること。</p>	<p>ら差額返金の対応とした。  <b>(2)令和5年6月22日回答対応済み</b>      経営改善計画書につきましては、令和5年6月12日に奥多摩総合開発株式会社より提出いただき、町長まで供覧いたしました。      減免基準につきましては、「奥多摩町行政財産使用料条例」及び「奥多摩町行政財産使用料条例に基づく減額又は免除基準」を提出いたします。      なお、令和5年5月25日にご説明いたしましたとおり、今回の使用料の減額措置につきましては、減免基準に基づくものではなく、「奥多摩町公の施設使用料の計算方式」の見直しを行ったものであり、見直しの時期につきましては、行政財産使用料審査会に諮り、町長決裁により決定したものととなります。      ※例月出納検査当日に経営改善計画を提出済み</p>	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<table border="1"> <tr><td>件名</td></tr> <tr><td>金額</td></tr> <tr><td>所管課</td></tr> <tr><td>監査実施日</td></tr> </table>	件名	金額	所管課	監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等及び今後の対応・スケジュール （どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）	評価 （○・△・×） 理由
件名							
金額							
所管課							
監査実施日							
<table border="1"> <tr><td>奥多摩町庁舎建設基本計画策定支援業務委託の内容</td></tr> <tr><td>4,290,000 円</td></tr> <tr><td>企画財政課</td></tr> <tr><td>令和5年6月22日</td></tr> </table> <p>再質問 7月27日</p>	奥多摩町庁舎建設基本計画策定支援業務委託の内容	4,290,000 円	企画財政課	令和5年6月22日	<p><b>◎指摘事項概要</b>          プロポーザル方式の選定基準や審査を行う有識者の選定基準が不明確なため、内容を確認し指摘した。また、指摘後も改善が図られないため再度指摘をした。</p> <p><b>(1)監査時の指摘事項</b>          令和4年度委託業者は指名によるプロポーザル（企画提案）方式により決定されていることから、指名競争入札のように詳細な契約結果は公表されていない。このプロポーザル方式には規定がなく、募集方法等の公表もされていなく、結果のみで監査しなければならないので、監査委員の立場としては、監査すべき内容がわからなく不透明であり不適切である。業者を指名して行うプロポーザル方式であれば、選定の基準や契約締結にいたる経過が分かるように公表すべきである。また、庁舎建設は多くの住民が関心を持つ重要な事業であることから、次の段階では、プロポーザル方式の評価者には内部組織職員だけではなく、専門的知識を有した人材を委員に加えるよう改善をすること。上記を踏まえ、今回のプロポーザル方式の基準を提出するとともに、今後の進め方を次回報告すること。</p> <p><b>(2)監査時の指摘事項</b>          令和4年度5月分、奥多摩町庁舎建設基本計画策定支援業務委託の基準（要領・要綱）は、8月に策定しているにも関わらず、9月から行われた庁舎建設委員会に示されず、また外部に公表もせず、どのような事業者がどのような基準において選定されたか不明であり、さらにプロポーザル方式は職員のみで審査しているため、公正な指名型プロポーザル</p>	<p>本件は、庁舎建設に係る基本構想を踏まえ、具体的な課題や必要な機能、事業全体の方針などについて、町民並びに奥多摩町庁舎建設委員会等の意見を聴取・反映しながら、調査・検討し、設計の前提となる条件等を整理したうえで、庁舎の位置や規模、概算事業費、建設スケジュールなどを盛り込んだ基本計画を策定するために必要な支援等を委託したものです。</p> <p>○契約日、履行期限、業務概要等を説明した。</p> <p><b>(1)【以上のとおり回答したところ、左記の監査結果（指摘事項）の報告がなされました。所管課では、以下のとおり回答しました。】</b>          奥多摩町庁舎建設基本計画策定支援業務委託については、価格のみならず庁舎建設整備の考え方や基本計画策定までのマネジメント方法等について、総合的に評価して委託業者を選定するため、指名競争入札方式でなく、指名型プロポーザル方式により委託業者を選定しました。          指摘事項にあります「プロポーザル方式の基準を提出」については、本プロポーザルの実施にあたり整備した実施要領や評価基準書並びに提案選定要綱等について、別紙のとおり提出しますので、ご理解をお願いいたします。          同じく指摘事項にあります「今後の進め方」につきましては、指名型プロポーザルの実施にあたり、当該業務内容の専門性に応じて、行政内部の委員だけではなく、外部の有識者等を登用することで、判断の妥当性が向上するとともに、客観性や透明性が高まることも期待できるため、幅広い見地を有する外部委員の</p>	<div style="text-align: center; font-size: 2em;">△</div> <p>判断の妥当性向上には、先ず選定される外部有識者の選定についてもその方のどのような専門性に着目して登用したという理由を明らかにすべきであると考える。</p>
奥多摩町庁舎建設基本計画策定支援業務委託の内容							
4,290,000 円							
企画財政課							
令和5年6月22日							

<p>再々質問 9月27日</p>	<p>方式が疑われる。このようなことから、指名型プロポーザル方式で行う場合は、事前に基準を公表するとともに、提案された事業者の結果を入札結果と同様に公表すること。また、庁舎建設のように建設規模（建設費用）が大きい事業では、指名型プロポーザルではなく、公募型プロポーザル方式が望ましいが、特別な理由により指名型プロポーザルで実施する場合は、指名型プロポーザルにする理由を付し、住民の代表など職員以外の委員を審査委員に入れること。</p> <p><b>(3)監査時の指摘事項</b> 監査及び検査を実施した結果、奥多摩町庁舎建設設計者選定委員報償を支出しているが、奥多摩町庁舎建設設計者選定要綱（令和5年8月1日要綱第19号）には、委員の選定については根拠が示されておらず、不明確である。また、6月及び7月の随時監査及び例月出納検査においても、「根拠の明確化と今後実施するプロポーザルでは公募型プロポーザルが望ましく、特別な理由により指名型プロポーザルで実施する場合は、理由を付し、住民の代表など職員以外の委員を審査に入れること」と指摘している。今回の説明資料によると、複数年契約で93,530,000円（税込み）と金額も高額であるにも関わらず、委員の選定根拠が不明確で外部委員も1人と少人数である。指名型プロポーザル方式で行う場合は、住民等から誤解を受けないようにしなければならないので、このような方法は不適切であるので今後改善すること。</p>	<p>活用を検討してまいります。また、プロポーザルの審査結果や履行期間、契約金額等につきましては、引き続き町ホームページにより公表してまいります。</p> <p><b>(2)【以上のとおり回答（報告）したところ、左記の監査結果（指摘事項）の報告がなされました。所管課といたしましては、令和5年9月に契約締結した「奥多摩町庁舎建設基本・実施設計業務委託」において、ご指摘いただいた内容を考慮しながら、事務手続き等を行いました。】</b></p> <p><b>(3)【本件に関して、所管課では当初、以下のとおり回答しました。】</b> 奥多摩町庁舎建設基本・実施設計業務委託の発注にあたっては、指名型プロポーザル方式により実施しましたが、参加事業者の技術提案やプレゼンテーション等の審査については、「奥多摩町庁舎建設設計者選定委員」により採点評価を行い、受託事業者を選定しました。本件は、奥多摩町庁舎建設設計者選定委員で外部有識者委員であるM氏に対し報償費を支出したものです。（委員報償）外部委員（M委員）：@5,000円×1名×1回=5,000円</p> <p><b>【以上のとおり回答（報告）したところ、左記の監査結果（指摘事項）の報告がなされました。所管課といたしましては、今回も他自治体の事例等を参考にしながら慎重に事務手続き等を進めましたが、類似の案件がありました際には、ご指摘いただいた内容も考慮しつつ進めてまいります。】</b></p>	
-----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

件名 金額 所管課 監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等及び今後の対応・スケジュール （どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）	評価 （○・△・×） 理由
令和3年度下半期例月出納検査において旧古里中学校の転貸借で評価(×)となっているが、その評価への対応はその後どのようになっているのか。  企画財政課	<p><b>◎指摘事項概要</b> 令和3年下半期例月出納検査(令和4年2月10・14・22日)で評価(指摘)した項目の一部について再度確認及び指摘を行ったものである。</p> <p><b>○指摘のポイント</b></p> <p>①この施設は火気厳禁ではないか。 ②実際に火災が起きたが原因は何か。 ③旧古里中学校の使用目的である「日本語学校」事業について、現在は休校となっており、本来の事業効果が見込まれていない。日本語学校はいつ再開されるのか。等について町側に</p>	<p>はじめに3月20日に発生した当該施設における火災につきましては、皆様にご迷惑とご心配をお掛けしまして、申し訳ございませんでした。その後、当該事業者は消防署のご指導をいただきながら再発防止に資する対応を図っております。また、地域住民の皆様や町議会議員皆様には直接あるいは書面をもってお詫びと経緯報告をさせていただきました。</p> <p><b>(1)</b>次に、指摘事項について報告いたします。一点目の「町と(株)JELLYFISHの原契約内容には火気厳禁の項目があるが」とのご指摘をいただきましたが、原契約とは平成28年7月14日付で締結いたしました「旧古里中学校校舎等賃貸借契約書」を指しており、この原契約の条項には火気厳禁の項目は記載されておらず、平成29年10月2日付で締結いたしました「転貸借に関する覚書」の第5条「禁止事項」の第2項第2号におきまして「火気取り扱ひの禁止」が記載されておりますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>二点目の「(株)JELLYFISHに火気の使用が契約違</p>	<div style="text-align: center;">△</div> <p>実情に即した事業内容の見直し事について評価できる。ただし奥多摩町が(株)JELLYFISHの日本語学校の運営、そしてその副次的効果とら</p>

説明を求めると同時に指摘を行った。

**(1)監査時の指摘事項**

旧古里中学校校舎活用における町と、(株)JELLYFISHの原契約内容には火気厳禁の項目があるが、今回残念なことに3月20日に火災が起きてしまった。

(株)JELLYFISHに火気の使用が契約違反という認識があったか、施設利用における注意点にはバーベキューや花火等の火気利用についての記載があるが、火気厳禁について会社側の認識と町の契約内容との整合性について次回報告願いたい。

**(2)監査時の指摘事項**

4月例月出納検査、その他の事項、原契約での使用目的は日本語学校のみと限定されているので、日本語学校以外の事業は、覚書の内容が適用されるので、覚書の火気取り扱い禁止が適用されると考えられる。今回の回答では転貸ではなく(株)JELLYFISHの直接事業ということである。直接事業は、原契約の日本語学校の関連事業であるということになるので、現地で現状の事業及び火災の原因となった事業について具体的に説明願いたい。

**(3)監査時の指摘事項**

旧古里中学校校舎内視察を行い、日本語学校の現状を確認したところ、何点か不明な部分があるため、以下の点について報告を求める。

①現地で説明をされた、元(株)JELLYFISH社員のK氏が運営する会社とOKUTAMA+事業の関連及び旧古里中学校校舎等賃貸借契約書に基づく転貸借に関する覚書に該当する事業者の事業内容を説明すること。②校舎の教室(部屋)使用について、各事業者がどの教室(部屋)を使用しているのか明らかにすること。③(株)JELLYFISHと契約を締結しているが、原契約の目的は第2条に規定されており、「乙((株)JELLYFISH)は、本物件を乙の奥多摩日

反という認識があったか」についてですが、当該覚書の「火気取り扱いの禁止」につきましては、サテライトオフィスなどの目的で転借人に転貸する場合に適用するものであります。今回の場合は、転貸ではなく(株)JELLYFISHの直営事業に関する事案であるため、当該覚書の「火気取り扱いの禁止」条項には抵触いたしません。従いまして当該事業者は契約違反ではないと認識しております。

三点目の「施設利用における注意点にはバーベキューや花火等の火気利用についての記載があるが、火気厳禁について会社側の認識と町の契約内容との整合性について」のご指摘につきましては、これまでご説明してきましたとおり、覚書の「火気取り扱いの禁止」につきましては、転借人に転貸する場合に適用するものであること、「施設利用における注意点」に記載のある火気利用については、直営事業での利用者に対するもので、それぞれ活用形態の異なる対象者に向けて定めているものであり、それぞれの内容は矛盾するものでなく、整合性は図られております。

なお、町からはこれまでも、火気の手配を含め、安全な運営と管理につとめるよう指導をしております。以上につきましては、(株)JELLYFISH及び町ともに同様の認識を共有しておりますので、ご理解をお願いいたします。

**(2)【以上のとおり回答したところ、左記の監査結果(指摘事項)の報告がなされました。所管課では、6月22日に実施されました旧古里中学校校舎内視察に伴い、(株)JELLYFISHの社長等とともに現地で現状の事業及び火災の原因となった事業について説明を行いました。】**

**(3)【以上のとおり説明をしたところ、左記の監査結果(継続指摘事項)の報告がなされました。所管課では、以下のとおり回答(報告)しました。】**

①6月22日の現地視察時に対応(説明)したうちの一人であるK氏は(株)JELLYFISHの元社員ですが、現在、同氏は「Unforescene(アンフォアシーン)合同会社」を運営し、(株)JELLYFISHからOKUTAMA+の運営事業に関わる業務を受託し、ビジネスパートナーとして当該施設の業務に携わっております。なお、当日は接客中のため視察対応ができませんでしたが、(株)JELLYFISHの社員であるH氏(町民)が、直営事業であるOKUTAMA+の施設責任者として日常的に勤務しております。

次に、転貸借に関する覚書に該当する事業者の事業内容についてですが、こちらにつきましては視察当日、代表監査委員より質問がございましたので、議会監査委員もいらした場で(株)JELLYFISHの社長からご説明を申し上げましたが改めて回答いたします。現在、該当する事業者は、2事業者となっております。一つ目は前述いたしましたK氏が運営する「Unforescene(アンフォアシーン)合同会社」であり、コンサルティングやマーケティング関連業務を取り扱っておりOKUTAMA+やその他施設運営事業全般に関わる業務委託契約を(株)JELLYFISHと締結しておりますが、主にOKUTAMA+の受託事業を行っております。二つ目は「RevivePartners(リバイブパートナーズ)行政書士法人」であり、こちらは(株)JELLYFISHの従業員(現社員)が代表を務める行政書士法人で、ビザ申請や行政手続きの申請代行業を行っております。

②各事業者がどの教室(部屋)を使用しているのかについてですが、Unforescene(アンフォアシーン)合同会社については特定の場所(部屋)での利用(定め)はありません。RevivePartners(リバイブパートナー

されるであろう定住人口の増加を期待し、(株)JELLYFISHのプロポーザルを選定したという背景から逸脱してしまっている現状にある事を認識しなければならない。

継続質問2  
5月25日

継続質問3  
6月22日

本語学校等経営事業の目的にのみ使用し、当該事業の進展と併せて地域活性化の実現に努めるものとする。」となっている。また、転貸借に関する覚書の第2条の目的にも具体的に記載してあるが、契約や覚書とは大幅に違う形態になっており、不適切な運用が継続している。原契約の目的事業である日本語学校事業は休校となっているが、再開のめどはどのようになっているか、これからの日本語学校事業について具体的な進行管理計画を示すこと。

また、日本語学校が休校となり、(株) JELLYFISH が計画していた、当初の事業効果が見込めていない状況が続いているが、どのように考えているのか報告すること。

#### (4) 監査時の指摘事項

旧古里中学校の使用目的である「日本語学校」事業について、現在は休校となっており、本来の事業効果が見込まれていない。前回も質問しているが日本語学校事業の再開の目途などを(株)JELLYFISH に確認し次回報告願いたい。

#### (5) 監査時の指摘事項

令和5年度8月の質問事項、OKUTAMA+ (オクタマプラス) について、実施事業内容を含めて、地域住民の理解を得ることが大事であり、事業者・事業内容が地域に根付くことが出来れば、地域及び地域住民共に良い関係性を築いていけるのではないか。しかしながら、先日も夜中に打ち上げ花火などの問題行動があり、地域でも問題になった。地域住民は、火災が起きることを非常に心配しており、火気使用・火気厳禁において本契約((株) JELLYFISH) と転貸借契約 OKUTAMA+ (オクタマプラス) の契約内容に現状の事業内容を照らし合せ、指導する必要があると考える。

ズ) 行政書士法人については、旧校長室横の会議室スペースを利用しており、2事業者ともに当該施設において商業(法人)登記をしております。

なお、OKUTAMA+のスタッフでもあるK氏は、主にスタッフ用事務室で勤務をしております。

③ご指摘の事項につきましては、令和4年1月にご質問をいただいた「旧古里中学校プール排水設備等交換工事の施工目的と理由」に端を発するものでありますが、(株)JELLYFISH との契約や OKUTAMA+における業務及び施設利用内容など多岐にわたる質問、指摘事項をいただくなか、2か年近く、子細にわたってご説明並びに資料提出を行ってまいりました。今般、監査委員からご指摘をいただいております「不適切な運用が継続している。」以降の事項(文面)に関しましても、本年4月27日実施の例月出納検査時に「令和3年度下半期例月出納検査において旧古里中学校の転貸借で評価(×)となっているが、その評価への対応はその後どのようになっているのか。」の「監査結果と措置状況等の一覧」における14項目に及ぶ広範囲の質問に対しまして、個別に回答する他、平成28年7月の賃貸借契約締結以降の経緯を報告させていただいたこと及び令和4年8月8日付け(株)JELLYFISH から発出された「事業内容についてのご報告とお願い」並びに令和4年10月17日付け奥多摩町長から発出された「依頼文書に関する回答」において「承認」した文書を提出するなど、子細なご説明(対応)を尽くしておりますので、ご理解をお願いいたします。

(4)【以上のとおり回答(報告)したところ、左記の監査結果(継続指摘事項)の報告がなされました。所管課では、以下のとおり回答(報告)しました。】

当該継続指摘事項に関する報告につきましては、8月7日に実施されました決算審査時にご説明を申し上げましたが、現状におきましても7月27日の例月出納検査時における8. 報告③のとおり「日本語学校」事業につきましては、休止状態にあります。再開の目途が立たない状況にある中、当分の間は現在のOKUTAMA+関連事業を続けさせていただきますが、引き続き、国等の動向にも注視しつつ情報収集を行うなど再開に向けて努めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

なお、町といたしましては、決算審査時の代表監査委員からのご発言を受け、実情に即した契約内容の見直しを図ってまいり所存ですので、重ねてのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(5)【本件につきましては、令和5年度8月の質問事項支出②「旧古里中学校理科準備室修繕の内容」の回答後に、左記の監査結果(意見)の報告が、なされました。所管課といたしましては、8月7日に実施されました決算審査時の代表監査委員からのご発言を受け、町と(株)JELLYFISH の間で「旧古里中学校校舎等賃貸借契約書に付随する合意書」を令和5年10月13日付けで締結しました。なお、「地域に根付くことが出来れば、地域及び地域住民共に良い関係を築いていけるのではないか」のご意見につきましては、地域住民からより深い理解を得られるよう良好な関係性を構築するとともに、当該施設における火気の取り扱いを含め、安全な運営と管理に努めることを合意書にも記載しております。】

継続質問4  
7月27日

継続質問5  
9月21日

